第１０回 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 議事録

【日時】2016年9月23日（金） 10:00～12:00

【会場】大阪赤十字会館4階401会議室

【出席委員】

嵐谷　安雄　　　　　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　会長

泉本　徳秀　　　　　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　代表幹事

内田　嘉信　　　　　　日本チェーンストア協会関西支部

大竹　浩司　　　　　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会　会長

小尾　隆一　　　　　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　事務局長

柴原　浩嗣　　　　　　一般財団法人　大阪府人権協会　業務執行理事　兼　事務局長

城本　徹夫　　　　　　一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　理事

高橋　祥治　　　　　　一般社団法人　大阪府建築士事務所協会　顧問

田中　直人（部会長）　島根大学大学院　総合理工学研究科　特任教授

西尾　元秀　　　　　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　事務局長

西田　多美子　　　　　公益社団法人　大阪府建築士会　委員

三星　昭宏　　　　　　関西福祉科学大学　客員教授

矢野　等　　　　　　　一般社団法人　大阪脊髄損傷者協会　会長

山田　伸一　　　　　　大阪興行協会　常務理事・事務局長

吉田　勝彦　　　　　　一般社団法人　大阪外食産業協会　専務理事

○建築企画課長挨拶

本日はお忙しい中のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会は、立ち上げまして今年で10回目を迎えることとなってございます。これまで委員の皆様方には、条例改正やガイドラインの作成など貴重なご意見を賜りこれまで成果を上げてきたところでございます。さて、今年度も今回お集まりいただきました委員の皆様を中心として勉強会を7月の25日と8月の29日、2回開催をさせていただいてございます。昨年度から引き続き検討する項目などについてご議論いただいたところでございます。本日はその中から何点か取り上げまして、秋に予定をしております審議会にご報告する内容をご議論いただきたいというふうに思ってございます。具体的な内容は後ほど事務局のほうから詳しくご説明を申し上げますが、その中からコンビニエンスストアのバリアフリー化の考え方、歴史的建造物のバリアフリー化の事例、オリンピック・パラリンピック、東京大会を視野に入れて、現在国のほうでバリアフリー法のガイドラインである建築設計指針の見直しを行っておるというような状況でございます。このような議題を中心に皆様から活発な意見をいただきまして、なんとか部会、審議会を迎えたいなというふうに思ってございます。簡単でございますが挨拶とさせていただきます。

○部会長

皆さん、おはようございます。先ほど課長さんから挨拶ありましたように、２回の勉強会につきまして今日皆さんからいろいろ議論したいと思います。20年のパラリンピックの動きにつきまして、大変大きな動きが出てきたんじゃないかと思います。バリアフリーを一層推進しようということで、いろんな施策の話が出ております。今日の部会は今年の秋の審議会に向けた方向性を見出したいということで議論したいと思います。どうぞよろしくお願いします。座らせていただきます。それではですね、事務局から議題１の話の資料を説明していただきたいと思います。大阪府福祉のまちづくり条例における主な意見についてです。よろしくお願いします。

○府より勉強会における主な発言の概要について説明（資料１－１、１－２）。

○部会長

はい、ありがとうございました。2回の勉強会では非常に多岐にわたる項目について意見を出されたと思います。先ほどの資料１の関係で多くの意見まとめていただいております。こういった内容につきましてご意見、ご質問ありましたらお願いします。

○委員

私がいろいろ思うことはですね、文書の上ではいろいろ書いてありますけれども、昔は、昔いうたら変なんですかね。現場にいってコンビニエンスストアでもですね、コンビニに行って、体験してみてすることも大事じゃないかと思いますけれども、皆さんいかがでしょうか。やっぱり文書だけでこういう対処をするだけじゃあかんのですけど、私も勉強はしてますけども実技をしないのと一緒で、今のお医者さんと一緒で学科は勉強ある、実技はできないというような感じがしますが皆さんいかがでしょうか。

○部会長

まあ事務局のほうでは現場の状況とかいろいろ関係者と一緒に確認していただいてると思いますが、この部会とかですね勉強会のほうでは現場に出向いてみるというプロセスを今やっておりませんので、是非機会があればそういうプロセスを導入すべきじゃないかと思っております。事務局いかがでしょうか。

○事務局

事務局です。貴重なご意見ありがとうございます。勉強会のときにもやはり現場で確認できるような仕組みがあればいいなということもいただいておりました。今整理すべき課題を挙げさせていただいている中で、どれをどういうふうに現場で見ていくかということもございます。今城本委員からいただいたご意見ではコンビニエンスストアの件ということになりますので、後ほど少しいろいろ課題というところで挙げさせていただきますので。まずは事業者の方にご意見を聞く、我々としては聞く機会を設けたいと考えておるんです。後でご説明させていただくんですけれども。その過程で、少し現場を見るタイミングがあれば我々としても見せていただきたいと思っておりましたし、それをどういうふうにこういう場にご報告若しくは一緒にというふうなことも含めてできるのかということはちょっと考えさせていただきたいと思っております。コンビニエンスストア以外にも例えば歴史的建造物のバリアフリーのあり方とかそういったものが、いろんなやり方があってそれが唯一正しいやり方かどうかということも、やはりだけではない面もあるかと思うんですね。ですので、当然現場の見せていただくところのご理解も必要ですので、ちょっとそういったこととのバランスをとりながら何かしらのことをさせていただけたらなと考えていますので、また事務局のほうで考えさせていただきたいと思います。

○部会長

現場に行くとしてもですね、ただ単に見に行くんじゃなくて、どういう立場の利用者の立場でチェックしたり、意見交換するかというところも大事なので、どのような形で誰が行くのかどのようなことをするのかというプログラムも大事かと思いますので、よろしくお願いします。

○委員

今言われたこともありがたいんですよ。今言われたように、コンビニだけじゃなくて今ホームから転落して亡くなられたこともありますから。それは昔はね、私も昔茨木とか高槻とか一回ずっと、視覚障がい者だけじゃなくて肢体不自由とか聴覚障がい者も一緒に大阪のほうから連れて行ってもらって現場を見たことが、経験があるんですよ。そういうふうにやっぱりいいことは進めていっていただきたいなと思ってるんです。以上です。

○事務局

事務局です。ちょっと思い出しました。すみません。あの平成23年に、まだ審議会ができる前に推進委員会っていうのがありましたけれども、高槻市さんにご協力いただいて高槻市の会場をお借りして推進委員会を開催しました。そのときにバリアフリー基本構想も熱心に取り組まれてましたので、そこを見ていただくという機会を小一時間くらいかけて、ちょっと寒い時期だったんですけども、見ていただいたというふうに思っております。たぶんそういうことだったのかなと思うんですけども。一つのアイディアとしては参考にさせていただくことはございますので、ちょっとどういう形で何をというのは今ちょっとアイディアがなくて申し訳ないんですが、そういうこともさせていただいたことがございますので、ちょっとそれも含めて何ができるか考えさせていただきたいと思います。

○部会長

はい、ありがとうございます。他にございますか、意見。いかがでしょうか。

○委員

僕なんかもコンビニ当然行くんですけども、行った時に車で行く場合が多いんですけども、身障者用の駐車場があるんですけども、その近くにほとんど必ずといっていいほど自転車置き場が近くにあるんです。その自転車置き場の自転車が大概身障者用の自動車が停まっていないときにそこに結構停まっているという場合が多々ありますので、運用方法の配慮、運用方法の指導とか、心の問題になりますけども、そこらへんも指導していってほしいなと思います。

○部会長

只今、自転車置き場の話が出ましたけれども、抜けがあるように思うんですね。いかがでしょうか、事務局。

○事務局

コンビニエンスストアの主に郊外型といいますか、駐車場を併設するようなお店のパターンだと思うんですけれども、勉強会ではその導線の話ですね。視覚障がい者の方のアプローチなんかも駐車場の関連で出てきます。今おっしゃっていただいた車いす駐車場は近いところに設けるというふうな位置づけになってございますので、そこが駐輪場も近くまで乗ってこられることが多いと思いますので、事業者の方にはこれからアポイントを今とってるところでございますので、そういった話も含めてお伝え、お話していきたいと思います。ありがとうございます。

○部会長

ありがとうございました。いつも心のバリアフリーということで括られてしまうんですけども、具体的にどういう心のバリアフリーを進めていくかという具体的な方策というかなにかそういうものをもっと示していくことも大事だと思うんですけどね。他にございますでしょうか。

○委員

事務局にお尋ねしたいんですけども、確か観光客等ということで交通機関について調査中ということだったと思うんですが、勉強会で。でエスカレーターの件も調査に加えて欲しいというお話になってたと思うんですが、現時点において、コンビニさんも含めて調査の結果っていうのはどんな状況かお知らせください。

○事務局

はい。そうですね。今１回目の勉強会でお示したメニューの中でですね、コンビニがありまして、資料としては１－１になりますね。このあたりを我々としても、調査といいましてもいろいろございまして、数量的に図るというものもあれば、国の動きなんかも見させていただいたりしているところではあるんですけれども。先ほどちょっと資料５でもあるんですけれども、建築設計標準の見直しという国の取組みの中でのご意見のなかにですね、視覚障がい者の方のエスカレーターの誘導方策に何らかの取り組みがあるんじゃないかというご意見もあったりですね、歴史的な建造物のバリアフリー化、これも一般道、いわゆる観光客の来訪というのに合わせて取り組みをするべきじゃないかというようなこともご意見として出ておりました。それは実際なんですけども。そういう大阪府としての独自の取組みに加えて国のほうでも問題意識をもってらっしゃるということがちょっとわかりましたので、そういったものとちょっと方向が違うようなこともできにくいなというものもあります。そこに実は私どもも参画させてもらっていますので意見交換といいますか情報収集に努めているというふうにさせていただいている状況でございます。

○部会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。他にありますか。一覧表としてですね、意見一覧としてまとめていただいてます。非常に多岐に渡りますので議論深めていくことも大事だし、広げたものをもう一回まとめていくという作業も必要なんですが、今日は用意してます議題に絡めてですね、またご意見出していただければと思います。それでは次の議題に移りたいと思います。議題の２のほうです。大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの活用状況ということで事務局からお願いします。

○府より大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの活用状況について説明（資料２）。

○部会長

はい、ありがとうございます。活用するに当たっては諸団体のご協力・ご理解いただかないといけないと思うんですけれども、１１月８日の建築士会についてという具体的に進んでいるようなこれについてなにか情報はありますか。

○事務局

はい、ありがとうございます。今建築士会の事務局様のほうとやり取りをさせていただいてるんですが、大阪府の建築指導室の中で３つほど課がございまして、そのなかに今トピックス的なものが別に２つあります。で我々のところも含めて３つネタをご用意させていただいてまして、建築士の皆さんを対象に今申し上げた１５０人、会場の関係とか段取りの関係とかあるんですが、１５０人くらいにお越しいただく予定の研修会を計画していただいているところでございます。日程が１１月８日というのがもうすでに決まっております。研修会についてはですね、ガイドラインをホームページで見ていただいてるんですけども、その会場では実際に印刷したやつを配ろうと思ってます。まず目で見ていただかないとなかなか広がらないなということで、実際に手を動かす人に現物を配ってしまおうということでその段取りをしているところでございます。以上でございます。

○部会長

はい、ありがとうございます。活用状況につきましてなにかご意見ありますか。

○委員

２番がガイドラインの見直しについてということで、意見等踏まえて見直しを行うと書いていただいてるわけなんですが、これがなかなか見直されなかったりするんじゃないかなと僕らとしても思ったりするところがあるので、ここでなにか文言をね加えるのは難しいかと思いますが、見直しについては随時会議等で肩に乗せて検討していただくということで、そういう標記として理解していいのかなと思っていますがその辺はいかがでしょう。

○事務局

はい、事務局です。基本はおっしゃるとおりになります。書き物の何行目をどう修正するということも最終的には大事なんですけれども、どのポイントをどういうふうに盛り込む、もしくはどんな形で載せるとかですね、こういうことを常に勉強会のなかでも招集してるところでございますので、そこのオーストライドの仕方ですね。審議会とかやはり一応中間報告的には今度させていただくのですが、年度内にはこういう部会、皆さん方のご議論の過程でこういうふうな今状況ですよねというようなことはさせていただきたいなと思っております。そういう意味では事務局のまとめを年度内に一度させていただきたいなと思っております。以上です。

○部会長

事務局のワークは大変だとは思うんですけども、やはりいろんな方からいろんな立場から意見いただくとしたら、それをどうやって見直しの作業に乗っけていくかというところが非常に大事かと思いますね。で、今日部会なんですけど、その上審議会があってこの間からやってきた勉強会がありますよね。だから勉強会、部会、審議会の役割、開催のターンも含めてどういうプロセスでやっていくのかというひとつの簡単なルールといいますか、目安を示していつまでも議論していても決まらないので、目安としてだいたいこれぐらいにこういう感じでやるんだというストーリーをもってやったほうがいいんじゃないかなと。で場合によっては今日やったような現場に見に行くという話も今日ありましたけど、現場検証会みたいなものとかあるいはもっといろんな形で公聴会的にいろんな方の意見を聞くとかですね、いろんな中身を深めていく、検討する方法があると思いますので、それを含めて一つ簡単な目安をつくった方がいいんじゃないかと私は考えているんですけど。また事務局が大変な仕事になるんで、あんまりぽんぽんぽんぽん言えないんですけど。今のご意見を踏まえてご検討いただければと思いますけれども。

○事務局

はい、実はこの後の議題にも少し関連しますので、そういうスケジュールも含めて後々ちょっとお伝えできればと思います。よろしくお願いいたします。

○部会長

ありがとうございました。他にないですか。はい、お願いします。

○委員

ガイドラインの啓発・活用なんですけれども、先ほど事務局からありました、建築士会の研修会で私たちいただいたプリントアウトの分ですね。あれを作るには相当予算的に大きいと思いますので、私建築士会のカウンターに自分の分置いていたんですけれども、いろんな方の意見を聞きますと、この会で非常に検討して皆さんのご意見でできた前段の部分ですね、どういう方がどういうことに困られているという部分と、後ろのほうの資料のなかで問い合わせをするにはどうしたらいいかみたいなところですね、そこだけをあれがすごく欲しかったということがありまして、実際に中の部分すごく膨大な量の部分についてはエレベーターがない建物だったらそこは要らないわけで、ですからその部分だけでも印刷物にしてとか啓発という形でつくっていただいたら予算的に量を多くつくっていただけるんじゃないかなと思って、ご検討をお願いしたいなと思います。

○事務局

はい、事務局です。ちょっと今年度インターネットで載せさせて公表ということにはさせていただきましたけれども、やはり物としてないとやっぱり目にしていただきにくいということがございましたので、印刷はさせていただいているところです。建築士会さんの研修会ではご提供させていただくということにさせていただきます。審議会でも一部皆様にもお配りしようと考えております。一般配慮について序章と、建築物の基準をいろいろ望ましいと書かせていただいているところを、イメージとしては分けてということでしょうか。

○委員

一番最初のガイドラインの精神とかいろいろ差別解消法のこととか、世の中でこういうふうに考えるべきであるということと、それから具体的にこういうことでこういう困りごとがあるという部分がありましたよね。そこだけでも読んでいただきたい方っていうのが建築関係意外とたくさんありますので、そこだけを広く活用できないかなというふうに思います。

○部会長

はい、ありがとうございます。まあいろんな意見、貴重な意見をいただいておりますが、これを例えば建築士会に属しておられる方はプロですので、こういう問題があるよと聞いたら、じゃあこうしたらどうだろうと自分でデザインとしてアイディアとしてたくさんお持ちだと思うんですね。だから、ぴぴっとくる提案といいますか、ヒントをですねかもし出すような何か内容を、全部を機械的にコピーして渡すんじゃなくて、中身についての手がかりといいますかきっかけを提供することも大事な役割じゃないかなと思います。そんな感じも含めてよろしくお願いします。よろしいでしょうか。今、建築士会さんのほうの関係の話が出たんですが、できましたら今委員の皆さんが属している関係しておられる団体等を通して、これに関してこういうことを考えているとか考えられるよ、やってみようかなという何かそういう意見ございますでしょうか。城本さん。

○委員

ちょっとすいません、そこまで大げさに考えてませんけども、ちょっと事務局にお尋ねしたい。門真市に福祉のまちづくり推進課いうのがあるんですね。するとこの課ようしてくれるんですよ。ようしてくれますけど、市も渡る信号機とかの場合はようしてくれます、門真警察と連絡とって。せやけど10月28日（金）に門真市に対する要望ということでお話したいんですけれども。この福祉のまちづくり推進課いうのは警察だけじゃなくて、こういう大阪府でいま会議してますね、こういうところにも関係するんでしょ。ちょっとそれだけお伺いしたい。念を押して聞いときます。

○事務局

はい、事務局です。今のご発言の中で門真市さんの福祉のまちづくり推進グループ、課っていうのがあると。部局さんがあると、市の組織があるということなんですね。

○委員

今、話してるのが福祉のまちづくりでしょ。だからそれと直接例えば門真市の職員と大阪府さんが会ってお話合いなんかしていただける機会があるのかなと。念のためお伺いしたい。

○事務局

はい。いま組織のお名前も今伺ったような状況でございます。申し訳ございません。直接お話したことはありません。ただ普段は建築物の建物に関するバリアフリーのあり方とかそういうことでは建築指導の関係の方々とはよく日ごろから話をさせていただいたり、交通バリアフリーのご担当の方々とは常に駅周辺のとかそういう部分のバリアフリーのお話とかはさせていただいております。それはすいません、福祉のまちづくり推進課という市さん組織がどんなことをされているのか私もちょっと直接存じ上げていなかったんですけれども、必要に応じて関わりを持たせて頂きたいと思います。

○委員

そうですか。いやそれをね、何度もしつこいですけど、私は大阪府福祉のまちづくり、門真市も福祉のまちづくりがあるなら、大阪府と門真市で連絡しおうてはあるんかなと思ってお聞きしたんです。それだけです。

○部会長

よろしいですか。もちろん大阪府下の自治体さんとの関係につきましては、全部的に連携されていると思いますので、なお一層連携強化はかっていただきたいと思います。もう1点、ガイドラインの内容とか、あるよということについてのポスターとかチラシとか簡単なもので存在自身を知らせるような手立ても必要かなと思いますので。出来ましたらそういう府の条例でガイドラインができましたよというような、みなさん見てくださいねと、見る場合はここにこういうホームページもありますよというＰＲを府下の自治体さんの協力を得て受付窓口とかそういう所に掲示してもらうこともあるのかなと思います。それと研修会とかですね。よろしくお願いします。

○委員

大阪府下に福祉のまちづくり推進課なるものは私の記憶ではないはず。まちづくり推進課、これはもちろん門真市にあります。福祉のまちづくり推進課というものはないと思います。重要なのはいつも私も同感なのはまちづくり推進課は福祉のまちづくりについては福祉部にゆだねるところがある。建築については建築指導部があるんでそちらにゆだねる。建築指導問題にしてしまうところが逆に言えばある。まちづくり推進課との連携っていうのは本当にしっかり取らないかんなというのは同感です。

○事務局

フォローしていただきましてありがとうございます。確かに門真市さんまちづくり推進課さんは普段私どももお付き合いがあります。確かまさに事前協議はまちづくり推進課さんにしていただいていたと思います。それから特定行政庁ですので、建物を建築される際の権限についてはまた別に持ってらっしゃったかもしれませんので、まちづくり推進課さんとは様々な場面で交流させていただいております。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。それでは3番目、コンビニエンスストアのバリアフリー化についてということで事務局から説明お願いしたいと思います。

○府よりコンビニエンスストアのバリアフリー化について説明（資料３）。

○部会長

はい、ありがとうございました。コンビニエンスストアのバリアフリー化ということで随分と議論を重ねましたけども、事務局から資料３のほうですね事務局からどういう方策、案があるのかということを整理していただいています。これにつきましてご意見ご感想等いただければと思います。いかがでしょうか。

○委員

わたしも今すぐ頭の中で正確なことがでてこないんですけども、案１と案２に関して事実上一緒ではないかということがございます。っていうのは、実際専門的なことになるんですけれども、確認申請の民間に移行して以来ですね、確認申請を出して場合のみ福まちの審査をするということになってございますので、そうしたときに新築のビルでありましても当初事務所で確認申請をしてテナントが決まってから用途変更の申請をするという。別に悪意ではなくテナントを募集してからすると。そのときに200平方メートル未満のものについては用途変更の確認申請を出さないという風な実態がございまして、私も検査機関に問い合わせましたところ、共通で確認申請行為があれば、福まちの審査を同時にするという見解でしたので、事実上案１と案２に関して全てではありませんけれども、実態として同じかもしれないということがあります。それについてはちょっと私のほうも引き続き大阪府さんと一緒に協力して調べていきたいなと思っております。

○田中会長

ありがとうございました。有効性を担保するために確認申請と連動するということが前提になっているんですけれども、確認申請事務の中身でどこまで規定されているのか、対象となっていくのかという、そのあたりの手続き的な枠がありますね。いかがでしょうか、事務局。

○事務局

この問題は普段からもご相談よくある話で、一定そのいわゆるスケルトンっていう何かの用途、事務所という用途で確認申請取られて、それは当然悪意ではなく何か店舗を募集されている中で、これが入ります、あれが入りますということが決まる。それがまた入れ替わったりするケースもございます。それが確認申請の手続きがいるいらないという判断も、規模用途によってあると聞いております。特定行政庁の扱いの違いがあると聞いております。なので義務化してしまうことによりますと、チェックが本当にかかっているのかということ、かかることになるのかという不安要素も実は我々としてはあるのはあります。義務化してしまって、当然当たり前のことは当たり前にやってもらおうという趣旨はあるんですが、それがスルーされてないかということも気になる所ではあります。ので、今おっしゃっていただいたどういう手続きがいるのかということは少し違う意味でも考えておきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○部会長

ありがとうございました。部会長としてではなく、一委員としてちょっと意見を発言したいんですけれども、今現在コンビニエンスストアにターゲットを絞って議論しているんですけれども、まあ確かにコンビニエンストアが地域の中にあって、トイレもあって便利だなあということで期待されるんですけれども。実態としては単独であるだけではなくて、複合ビルの中にあってトイレはビルのやつを使うということとか、あるいはアプローチについてもビルの玄関から入ってくるとかですね色んなタイプがあって、今建築は色々規模の問題もあるんですけれども、複合的につくられたり使われたり運用されたり、管理者が誰であるか、色んな輻輳した状況が生まれてます。ということは今までの条例の規定の仕方である、ターゲットを何になるのかという軸と、それと2つ目は何をしてもらうのかということで考えると、ターゲットの場合、規模論を入れてますよね。用途と規模を絡めてるんですけども。必ずしも今の現実のコンビニエンスストアがどっかのビルに入っているような場合考えますと適合しない場合がある。しかも手続き論で言うと、確認申請と連動させて有効性を担保しようというテクニックがあるわけですけども、この辺りを整理しないといけない時期にきているんじゃないかなと。これからの建築の都市化の中で、都市の環境整備という視点から考えていくと、このあたりを大きな枠組として議論の余地があるんじゃないかというように私は考えてます。ぜひその辺りも含めて考えていく必要があるかなと。

あくまでユーザーといいますか、利用者、体の不自由な方も含めて色んな方にとって、ユーザーにとってどうかと。ユーザーにとったら規模なんか関係ないんですよね。そこにコンビニがある、トイレがあるという話であって。その辺り大事にして議論していこうかなとちょっと感じています。個人的な意見ですけれども。お願いします。他に何か、今のことでも結構ですので。

○委員

先ほども少し話が出てたと思うんですけれども、ワークショップといいますか、実際に見に行くときは先ほどもここの場でとか、委員でとかという形でおしゃってたところもありまして、それはそれで大切なことかなという気もするんですが、一方でちょっと公的な視察となると、やっぱりこうお互いに構えちゃうということもあって。すごく良いコンビニに来てくださいみたいな言われても、私たちがここをこうしてほしいと、ちょっと違うところもでてくるのかなと。いわゆる私たちのような市民団体といいますか、そういう所がある意味独自に調査をする、そこに府が、府と連携を取りながらするというか。あんまり府がしてますというと、構えちゃって。何しにきたという言い方も何なんですが、どうしてもそういう形になってしまうところもあるのかなと。だから僕らは、非常に街の中で便利な社会資源であるし、より便利に誰もが使えるようにしてほしいと思うんだけれども、やはりお店のほうは悪いとこを指摘しにきたんじゃないかとか、チェックという形になるとそう捉えられてしまう。そこに府が絡むとよりうまくいかないところもあるんじゃないかと思います。ですから、市民、僕たちがやるというか、まあどっちが主になるか難しいんだけれども。そういう風な独自の取組みを府のほうも後押し、少し協力していただくというスタンスでやることによって、ちょっとその辺は緩和されたりするのかなと思いますので。ちょっとこの辺の調査というところは私たちとしてもやはり大切にしたいと思ってますので、その辺協力しながら知恵出しながらやれたらいいなと思っております。ぜひご検討いただけたらと思います。

○部会長

はい、ありがとうございました。そうですね。

○委員

今ちょうど関連する話題がありまして。実はあさってからスタートするんですが、障害者差別解消法の関係で合理的配慮を広めようということで、「合理的配慮ひろめ隊」という組織をわたしどもの育成会で組織します。コンビニとかレストランそういう所で、障がい者、特に知的障がい者、発達障がい者に偏るかなあという風には思いますけれども。この店舗は合理的配慮してくれてますよというところにステッカーを貼って回るという活動をあさってから実はスタートさせる予定なんです。当然ですね、普段わたしどもの会員さんが使ってるコンビニ、これはもう面積規模全然関係ありません。また、路面店とかビルの中とか関係なくですね、要はそこできちっと合理的配慮してもらえたという実績があればステッカーを配って回ろうという。そういう何か活動をするということです。これは実は大阪府の福祉基金をいただきまして、それでステッカーを印刷しまして、それで貼って回ろうという風なこと。それで、当然各店舗回るにあたって、色んな見る視点があると思うんですけれども、その見る視点について6月ぐらいからずっと研修会をやってですね、その研修会終わった人に対して、合理的配慮広め隊の会員証渡して、大阪府下各地の店舗を、実際に普段使っている店舗を回ってもらおうということをやる予定ということです。

○部会長

ありがとうございました。大変興味深い、大事なことですね。

○委員

今、これ資料３について審議されてる中で、お話されてる中で、資料３のコンビニエンスストアのバリアフリー化の例が示されてるわけですね。基本的には車いすの誘導だろうと思うんですよ、基本的には。左側の現行の取扱いの中で、コンビニの新規の店舗が200平米以上と200平米以下ということで分けてやっておられる。今現行の新築の郊外型の駐車場付きのコンビニエンスストアが1番多いのが198平米といった面積の申請面積が非常に多いというのが、今現状であります。ということは、200平米以下になるんですが、すべて指導させていただいて、200平米以下の規制に合うような形で、みなさん誘導されると思うんですよ。そういった意味においてね、200平米以下でも同じ店舗には間違いないんだから、当然従業員の方の便房を使いはるやろうし。ということで、すべてやはり車いす対象、バリアフリーの目的でするのであれば、バリアフリー化をするために、便房自身も、店舗の中に生活してはる方もいるんだから、当然便房は必要だと。わずかな面積の拡大だけで便房が車いす誘導できるのであれば、全てそういうすべきじゃないかなという風な考え方に立って、これは私個人として設計者として立ち合った場合にそういう風に誘導すべきじゃないかなという風に思うわけなんです。これについて今まで何にも話したことなかったんですが、やはりここへ来て、バリアフリーと便房は離すわけにはいかない問題だと。一つの問題じゃないかなという風に思います。ひとつご検討のほうお願いしたい。

○部会長

ありがとうございます。事務局今の意見どうでしょう。199平米が多いという話が出ましたけども。

○事務局

今、基準の義務か努力義務、別にしまして199平米の建物であっても市町村の窓口と協議を行ってくださいと、車いす便房は必要ですよという協議はさせていただいているんですね。それはどんな内容で協議していただいているのかということを、我々大阪府は直接今手続きのプロセスに入ってきていないという、実は市町村さんにお願いしている手前そういう状況になっておりますので。それを義務化するかどうかという議論を今してきたんですけれども、果たしてその内容が適切にされているのかというところも課題として挙げさせていただいておりましてですね。プランなんかも事業者に対しては2ｍ角のでかいやつを作ってくれとまでは中々言いにくいんですけれども、小規模な店舗でも車いすの配慮するとこういうプランですということを既にお示しもしておりますので、それが確保されているのかですね。実際に使われる方がお使いになりやすいかとかですね、使えるものなのかといった視点から事業者の方とは話していきたいなと思っております。車いすは必ずセットで、トイレをつくるのであれば車いすの配慮は必ずやっていただきたいという姿勢は必ずもって対応していきたいとは思います。

○部会長

ありがとうございました。ずいぶんたくさん意見をいただきました。規模論の問題、規模の意味とか設備内容の意味。そのコンビニエンスストアだけに限らないような問題も絡んでると思います。それから現地の調査の仕方。なんか役所から査察に来たみたいな緊張感あふれる検査では問題だと思います。そういうことに対して、ステッカーを使ってみんなでチェックしていくという、結構今までのやり方とちがった形で、市民参加という形で、条例の精神を広めていくということになりつつあるんじゃないかなということがあります。できましたら次回以降も勉強会の中においても具体的にどうやったらもっとよくなるのかなという議論を、やり方の検討も含めてやれればどうかなと。大阪府下だけでなく全国で色んな取組みがあると思いますので、併せて調査しながら重ねていければと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。コンビニのバリアフリー、これぐらいでよろしいですか。他に何かご意見ありますか。それではまた後で思い出したらご意見いただきたいと思います。

次の議題に移りたいと思うんですが、議題の４のほうですね。ガイドラインの作成時に引き続き検討と、色々議論がありましてこれを決めるけど、さらに継続的に審議しましょうとそういう項目がありまして、それを整理してもらいましたので、それを事務局から説明いただきたいと思います。先ほどのことにも絡んでくると思います。

○府より引き続き検討するとした課題について説明（資料４）。

○部会長

ただいま資料４のご説明いただきました。歴史的な環境をどうバリアフリーするかということで、奈良における取組みの報告があったと思います。

○委員

コメントしますと、この論文はパシフィックコンサルタントの３人になっておりますが、内容の全体は奈良市と我々基本構想の策定委員会です。パシコンさんについては調査の細かい所は全部行ってもらいましたし、私もかなり直接参加しております。それでポイントがいくつかありましてですね、ここにもありましたように車いすのバリアフリー化については歴史的建造物の取組みが進んできております。しかしまだ、まさに途上でありまして、オウセンティフィシィと呼んでおります歴史的価値との調和、両立をめぐってですね、様々な工夫が出てきております。これらのお寺さんの努力がありながら、一方で社会的にそれが取り上げられて市民の中に周知されているとは言えません。理由はこういった寺社が文化省が管轄であったり、いわゆる国土交通省がらみのものでないとかですね、まあ様々な理由があるんですけれども、そのことで国のガイドラインにも我々の大阪府の条例にもこういったことは書いてないわけですね、歴史的建造物。そういう意味でもう少しお寺さん相互に技術レベルを学びあう、それから市民が理解する、また公共が広域的にそれを普及する。そういったことがまだなされていないんで、ひとつ奈良市としては、奈良市を中心として、奈良市にとらわれずに西日本の主だった寺社仏閣を調査しようということでやってきとるわけですね。それで今申しましたように車いすについて取り組みははじまっておりますが、私の印象では視覚障がい、それから聴覚障がいに関する取組みは通常のバリアフリーの取組みとして公共ターミナルだとか建築物が取り組んでいるほどには進んでいないということで、情報紹介についてはまだまだこれからであると。しかし一方で文化性がゆえに非常におもしろい取組みがこれから考えられるんで、みんなで一緒につくっていきましょうと。で、お寺さんのほうも現在はまだ寺社仏閣のほうが独自に自分たちで工夫するという域を超えていないんですが、当事者参画についても道を開きつつある。その点についても、我々審議会としても頭に入れて取り組んでいきたい。最後に結論的に言えばそんなことで冒頭に申しましたように普及しておりませんので、我々のこの審議会としてもこういった取組みを注視していきませんかと。それから奈良市というところは、奈良というところが、従って基本構想の委員会ですので、かなり奈良市に関しては網羅的にやってるんですよ。それは同じあるならば奈良市だけに限定するんじゃなくて奈良県下にも広めようということでやってるんですが、大阪市にこの種の取組みがない。大阪市さんは今やっておりませんので、これはっきり言いますが大阪市さん継続協議会も無いんで、これやってないんですよね。それから一方で大阪府が基本構想をつくるという仕組みがありませんので、ちょうど大阪府下穴になってるんですね。京都でも別の取組みがあります。まあ京都も大阪府と似たようなところがありますが。大阪府としてもこういった取組みを進めるように何か知恵があるといいですね、これが最後です。

○部会長

どうもありがとうございました。ただいま事務局ならびに委員からコメントいただいた内容等を踏まえて、ご意見・質問ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

○委員

この件につきまして2つ考えないといけないと、分けて考えないといけないなあと思っております。まずこの報告でですね、歴史的建造物について文化財保護法等との関係でどういう風に大阪府で考えるかということ。それから観光客、内外の観光客に対してどう考えるかということが、奈良市さんとちがうところかなと思います。歴史的建造物に関しましては、建築のほうではヘリテイジマネージャーという制度がございます。各都道府県で歴史的建造物、それは奈良市さんでは、先日もちょっと全国調整建築士連絡協議会という会がございまして奈良県の方とお話すると、奈良市では歴史的建造物っていうのは1000年規模、300年～400年は歴史的建造物の中に入っていないという発言があったような、まあそういう認識の中で、それも大きな境内をお持ちの寺社というので、面積的に余力のあるところ、財政的にも補助もあってというところが、トップランナーとして私たちに良いお手本を示していただいているという風に、個人的にはありがたいなあと認識したんですけれども。それで文化財保護法等が切りくずしできるところに入っているのかなと思ったんですが。大阪府でヘリテイジマネージャーの講習は委託を受けまして、建築士会がしておりますけれども、私もヘリテイジマネージャーなんですけれども。その時に講師の方々、文化財、それから建築、歴史等の先生方は高名な方にお見えいただいているんですが、質問しますと、文化財保護法で適用外ですと。その一言でまったくバリアフリー、ユニバーサルデザインについてのご回答はいただけませんでした。ということで、それは府の行政の中で、教育委員会だとか色んなところで、この福まちの条例とか社会の動きをやはり伝えて頂くことが必要ではないかと。まずそれがないと動かないんではないかなという風に、先生方にもああそうだなという風に思っていただけないんではないかなという風に思いました。それと２番めの観光客っていう面については当然奈良市とちがって、我が大阪は庶民の文化に基づくもので、ほとんどのその観光資源が民間のものであるという点をとらえて、福まち条例も、ことを考えていけないかなと思います。建築的には世界的に訪れるみなさんあまり知られていませんがスカイビル、あれは世界的に有名な観光地に挙げられていまして、そこに大阪駅から至る通路を考えて頂きますと、誰もが行きやすい、それから誘導のサインがあるとは到底思えないので、私一度スカイビルさんのほうにお尋ねしましたが、ＪＲさんと大阪市さんと、それからスカイビルは全く関係ないと、通路については、という回答をだいぶ前ですけどいただいたことがあって手も足もでないといったような状況でした。大阪府として観光客をお迎えする、それから府民も観光客として楽しめるということで別の視点も必要ではないかと思っています。ちょっと長くなってしまいましたが以上です。

○部会長

はいありがとうございます。ただいま歴史的な建造物について、文化財の視点からの制約、一方で観光客の視点。大変貴重な意見いただいたと思います。ありがとうございます。関連して何かございますか。

○委員

この論文でバリアを4つに整理されておりまして、情報・体験に関するバリアに対して模型とか映像コンテンツの提案がされてるかと思います。資料の4ページの図8、映像コンテンツについてですね。これは分かりやすくするという視点があってとても大事かと思います。難しい言葉、難しい漢字で、こういった字幕を示されてもこれは分からないという風に思います。育成会のほうで前に、わかりやすい情報提供ガイドラインというのをこの会議でも提供させていただきましたけれども、あれは主に印刷媒体の話であります。映像コンテンツについてはわかりやすい情報提供のガイドラインを実は先月つくりまして発表しましたところでありましてですね、映像コンテンツについてのわかりやすい情報提供という視点でですね、ぜひ色んな所で取り組んで頂けたらと思っております。映像コンテンツについては字幕と音声解説、この2つが情報の手がかりになるわけですけども。まず字幕は前の印刷媒体のガイドラインがほぼ使えましてですね、分かち書きにする、難しい漢字にはルビを振る、出来るだけ簡潔な文章にする等のですね、そういう字幕方法はやっていただけたらという風に思います。それからもう一つの音声解説のほうですが、実は音声解説と一口に言いましても3種類あることが今回整理が出来ました。まず一つは情景の音声解説。要は画面に何が映っているか、例えば鳥が飛んできました、花が咲いていますといった情景の音声解説。これは視覚障がいの方に情報提供するための手法であり、これが情景の音声解説。それから2つ目が知識の音声解説。この美術作品はどんな意味ですかとか、あるいはスポーツのルールでこういうルールなんですよということを音声で解説するっていうのが知識の音声解説。実は3つめが面白いんです。三つ目は意味の音声解説。テレビドラマ等でお客さんが来て帰っていきます。店の人が「またいつでも来てくださいね」って言うんですけれども、実は本心ではいやもう二度と来て欲しくないと思っているという音声解説をいれるんですね。これは実は表現どおりしか受け取れない、そういう発達障がいの方がおられまして、それがどういう意味なのかっていうのが分からない場合がある。それを意味として音声解説を入れることで、誤解のないように、あるいは意味を捉えやすくするといったそういう手法でございます。これを実は情況の解説、知識の解説、意味の解説っていうのをその方に応じた形でチャンネルボタンを操作することで切り替えることが出来る、そういう風な仕組みが多分いるんだろうなっていうことをですね、お示しさせていただいたんです。で、今日本のテレビは非常に進んでおりまして、実はできるんです。チャンネル操作ひとつで切り替えができるようになっておりましてですね。ですから同じように画面もですね、字幕もチャンネル一つで切り替えることができる。あるいは音声解説も音声のチャンネルに切り替えることで自分が欲しい映像コンテンツの音声解説を選ぶことができるんですね。そんなことが技術的にできますのでですね。映像コンテンツの分かりやすい情報提供っていうことをぜひ取り上げていただいたらと思います。ちょうど先日発表したところであります。

○部会長

はい、どうもありがとうございました。情報に関するデータ的な分野は非常に変化が激しいんですけれども、こういう技術も導入できればと願っております。

○委員

先ほどの発言を受けてちょっとだけ補足しますが。つまりお寺さん、神社というのは宗教施設であってまず観光施設ではないんですね。しかし現状としてはそれを見に行きたいという人がたくさんいて、宗教心なくても観光して見たいという人がたくさん出入するわけです。それは彼らも出入することを認めているわけです。その両方の面でいくならば後者の観光施設としては絶対にやっぱり差別があってはいけないんです。これはただし現実可能なっていう前提がもちろんつくわけですけれども、1番最たるものがあれですね、例えば女性が入ってはいけないっていう宗教的場所っていうのは現実に日本の中に若干ある。そのよしあしっていう議論はあるわけですが、それは置いといて、観光としては必ずやっぱりバリアフリー化を進めていきたい。それは宗教施設の中にもかなり浸透はしております。それは現実に明らかです。しかしどうしていいかとか、視覚障がい者、聴覚障がい者に対してどうすればいいかご存知ないお寺さん神社、めちゃくちゃ多いんですよ。それを指摘するとただ単純に糾弾的に指摘すると、やっぱりそれは当然ですがむっとされて、なかなか事はうまくすすまない。だから両方とでなんとかそれを工夫で乗り切っていきたいというがあるんですね。それからもう一つは建築的問題、特に文化的な意味での意味があるんですね。宗教施設を大事に保存っていうところがあるんですね。それは建築の専門家を入れて大いに工夫していかなきゃならんですね。ヘリテイジマネージャーとそれから福祉のまちづくりと、当事者と、管理者である寺社仏閣とかそういう方々が連携して工夫をいっぱいいれて、専門的なレベルも上げなきゃいけない。専門的なレベルで言えば本当にまだ理解がない、基本的には足りていないと思うんですね。建築家の中に本当に、私建築家ではないんですが、外から見ると本当に大きく分かれますね、理解が。基本的に理解しようという素晴らしい建築の方々と私は建築家の先生であるから口は入れるなという先生がいっぱいいらっしゃる。ただそれは丸ごと否定しちゃいかんので、その両方を何とか両立する道はないかと。それから先ほど大阪府について何が求められるかという言い方をしたんですが、言いたかったのはなんかのこういった取組みを表彰するとか、面白い取組みについては補助を差し上げるとか、もう少し行政としても多少の身を切る、まあお金でなくてもいろんな表彰も含めてですね、取組みがあってもいいんじゃないかということが言いたかったんですよ、大阪府に関して。他所はそこそこやってきてますので。ということで、私個人としてはプレッシャーかけたつもりだったんですけれども。ちょっと補足しておきます。そんなような言い方で。

○部会長

はい、ありがとうございました。先ほどガイドラインの活性化、啓発的な話出たんですけれどもね、やはり広く色んな方に理解してもらうという手立てが非常に基本に大事だなと。そのことによって関係する当事者のみならず色んな団体とか専門家の方々、市民の方々含めて一層福祉のまちづくりが進むのかなあと思いました。広くこれから今後もこの部会だけではなく勉強会も含めて取り組んでいきたいと思います。ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○委員

よろしくお願いします。誤解のないように前もってお伝えしたいことが一つございます。資料4の最後のところなんですけれども、先ほどのお話の中に映像コンテンツのお話がございました。その中で聴覚障がいのある人も手話通訳がなくても理解を深められるようなということが、論文の中にあるんですけれども、それはあくまでも音声ガイドがあるんですけれども、私たちは手話通訳者を連れて行く、伴うことが前提で書いてあるように思われます。ろうあ者のコミュニケーション、情報を確保する方法としては、文字がいい人もいらっしゃるし、手話がいい人もいらっしゃるんですね。なので、映像コンテンツの中に字幕があれば手話通訳者も手話通訳ガイドもその双方の準備をしてイメージとして、映像の半分に歴史的建造物の映像が出て、もう片方に手話通訳ガイドがつくといったようなそういった方法も映像としては聞こえない人たちの中にも希望される方がいらっしゃると思います。それが1点目と、2点目でコンビニの話が主になるんですけれども、私たち聞こえない者として、どちらかというとソフトの面が大きいんですね、その情報確保であるとか、が主になります。この会議のように多様な検討する場がいくつかあって言っているんですけれども、ハード面ソフト面その議論について設備のところでの議論になっていますので、今回は実はあんまり言うべきところが無かったんですけれども、加えて言うとコンビニの所は24時間稼動していると思うので、例えば夜その何かあったときに、店員が1人か2人という少ない中での対応になっています。お客さんもいないだろうというときも多いと思います。そういうとき緊急で情報が必要になった場合に文字、標識のような設備の内容も本当は議論していただきけたらなという風に思います。もし議論がなければ改めて府のそういった情報もお伝えをしていきたいとは思っています。

○部会長

はい、ありがとうございました。最後に貴重なご意見ご発言いただいたと思います。日常的な情況じゃなくて、夜間とか緊急時どうするかいう情報提供についてハード系ソフト系含めて議論してほしい、すべきだというお考えだと思います。ありがとうございました。時間が押してきていますので、後1つ議題が残っていますので資料5のほう、この建築設計標準の話がありますので、とりあえず説明お願いします。

○府より高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準について説明（資料５）。

○部会長

はい、ありがとうございました。ただいま説明いただいた内容について何かご意見ございますか。

○委員

この検討委員会のメンバーは地方は大阪府以外はどこがでてきていますか。

○事務局

行政団体としましては、東京都さん、神奈川県さん、大阪府ということで参画させていただいております。

○部会長

よろしいでしょうか。

○委員

質問の趣旨は前からターミナルのほうもそうなんですが、どうしても最近東京の委員会は本当に東京の方々、中央の委員会が日本の中央ではなく東京の委員会、もちろん彼らも地方に配慮する目配りは一生懸命頑張ってはいますが、東京在住者ばかりでやっているのは、特に建築物については、さっきからの議論じゃありませんが、東京の方々に先ほどのご発言にありましたように理解しにくいところがあるんですね。必然的に地方ローカルな話題は逆に避ける面も、ちょっと私も表現に苦慮しますが、東京の方々だけでやってたらいかんので、地方からの発言をがんばってください。それから嫌われてもいいから地方の意見をもっと聞けと、まあ一般論ですが申し上げます。すいません、そういう趣旨で発言しました。

○部会長

ありがとうございます。がんばってください。

○事務局

はい。

○部会長

なかなか、関西と東京の壁を感じることがあって。私も感じますが。まあよろしくお願いします。他にございますでしょうか。そしたらどうもありがとうございました。適宜具体的な状況報告等お願いしたいと思います。それでは時間が過ぎておりますので本日の議事を終了したいと思います。